水質総量削減制度の概要

1.制度の仕組み

水質総量削減制度は、人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和 53 年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入された。

水質総量削減制度においては、環境大臣が、指定水域ごとに、発生源別及び都府県別の削減目標量、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされている。

総量削減計画に定められる削減目標量の達成方途として、下水道、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備等の生活系排水対策、指定地域内事業場(日平均排水量が50㎡以上の特定事業場)の排出水に対する総量規制基準の適用、小規模事業場、畜産業、農業等に対する削減指導等がある(図4-1)。

指定水域:東京湾、伊勢湾、瀬戸内海

指定項目:化学的酸素要求量(СОД) 窒素、りん

【総量削減基本方針】

- ・指定水域毎に環境大臣が策定
- ・目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項

【総量削減計画】

- ・総量削減基本方針に基づき、都府県ごとに知事が策定
- ・発生源別(生活系、産業系、その他系)の削減目標量、 削減のための方途等

【事業の実施】

- ・下水道の整備
- ・し尿処理施設の 整備 等

【総量規制基準による規制】

- ・排水量が50m³/日以上の工場・事業場が対象
- ・排水濃度×排水量の規制

【削減指導等】

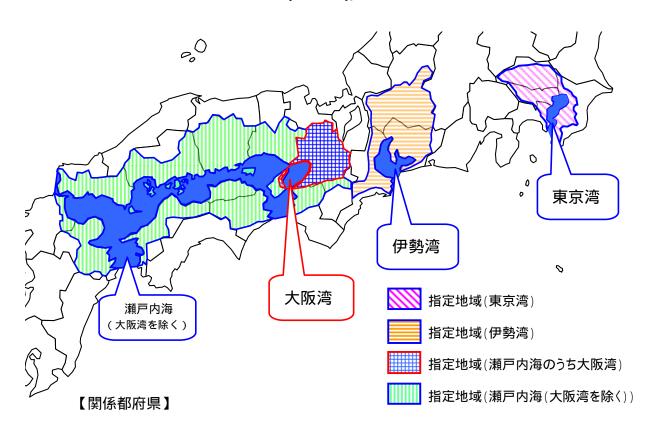
- ・小規模事業場
- ・畜産、農業
- ・一般家庭 等

図 4-1 水質総量削減制度の概要

2.指定地域の概況

水質総量削減の対象となる指定水域及び指定地域(指定水域の水質の汚濁に関係のある地域)は、政令で定められており、現在指定水域は東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の3海域、指定地域は20都府県の集水域となっている(図4-2)。

平成 16 年度における指定地域内の人口は全国の約 53%、面積は約 19%、製造品出荷額は約 53%をそれぞれ占めている。また、50m³/日以上の事業場数の割合は約 36%である。面積比、事業場数比に対し、人口・製造品出荷額の値が大きく、人口・産業が集中していることが特徴でる。また汚水処理率では全国平均が 79%に対し、指定地域の平均が 81%とほぼ全国と同等であるが、東京湾の東京都・神奈川県、大阪湾関連府県などの処理率は非常に高い値となっている (表 4-1)。



東京湾	(4都県)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾	(3県)	岐阜県、愛知県、三重県
瀬戸内海のうち 大阪湾	(5府県)	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	(11県)	兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

図 4-2 指定水域及び指定地域

表 4-1 総量削減指定地域関係都府県の概況

	指定地域内 人口	指定地域内 総面積	指定地域内 製造品出荷額等	指定地域内 事業場数	指定地域内 汚水処理率 ²⁾
	(16年度末)	(16年度末)	(16年度末)	(16年度末)	(16年度末)
埼玉県	(千人) 6,763	(k m ²) 3,395	(億円) 116,162	(事業場) 853	(%) 78
一一年集	3,567	1,900	82,031	769	76 77
	·				98
東京都	12,451	1,764	115,805	186	
神奈川県	4,537	7,617	84,491 398,488	1,963	98
全国値に	27,317				
対する割合	(21.4%)	(2.0%)	(14.0%)	(5.8%)	(114.5%)
岐阜県	1,997	7,725	40,535	870	64
愛知県	7,147	4,765	368,062	1,966	71
三重県	1,540	3,737	78,285	774	61
伊勢湾	10,683	16,226	486,883	3,610	69
全国値に対する割合	(8.4%)	(4.3%)	(17.1%)	(10.6%)	(86.8%)
京都府	2,287	1,773	41,137	274	92
大阪府	8,844	1,894	145,640	723	88
兵庫県	5,353	6,180	126,311	1,089	91
奈良県	1,377	1,790	16,843	335	64
和歌山県	769	1,687	278	321	29
岡山県	1,963	7,106	64,754	866	59
広島県	2,727	5,869	69,833	696	71
山口県	1,382	4,479	44,276	553	66
徳島県	792	3,652	15,876	392	37
香川県	1,019	1,876	19,898	433	50
愛媛県	1,447	4,468	31,186	528	54
福岡県	1,097	1,066	16,210	138	88
大分県	1,106	4,843	32,388	369	52
瀬戸内海	30,164	46,682	624,629	6,717	76
全国値に対する割合	(23.6%)	(12.4%)	(22.0%)	(19.8%)	(96.6%)
三海域計	68,164	70,526	1,510,000	12,290	81
全国値に 対する割合	(53.4%)	(18.7%)	(53.1%)	(36.2%)	(102.2%)
	総人口	総面積	製造品出荷額等	事業場数 ¹⁾	汚水処理率
(参考) 全国値	(16年10月)	(16年10月)	(16年末)	(16年度末)	(16年度末)
工出吧	127,687	377,907	2,844,721	33,941	79

¹⁾事業場数の全国値は、日平均排水量50m³以上の事業場の数。

²⁾汚水処理率とは、総人口に対する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理施設の処理人口合計の比率をいう。

3.制度の沿革

第1次から第<u>4</u>条次までの水質総量削減は、CODを指定項目として実施され、その結果、指定水域におけるCODに係る汚濁負荷量は着実に削減された。

一方、指定水域に流入する栄養塩類の増加に伴い、植物プランクトンの増殖が活発化し、 水質が悪化するといういわゆる富栄養化に対し、関係都府県により、窒素及びりんを削減 する取組みが順次進められた。

瀬戸内海においては、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づき、昭和 55 年度から関係 府県が定める指定物質削減指導方針により、りんの削減指導が行われ、平成 8 年度には、 窒素が指定物質削減指導方針の対象項目として追加された。また、東京湾及び伊勢湾においては、昭和 57 年度から関係都県が策定する富栄養化対策指導指針に基づき、窒素及びりんの削減指導が行われた。また、平成 5 年 10 月からは「水質汚濁防止法」に基づき、閉鎖性海域を対象とした窒素及びりんの排水濃度規制が実施されている。

以上の対策が講じられた結果、CODの改善が認められた海域があったものの、CODの環境基準達成率は満足できる状況になく、また、赤潮、貧酸素水塊といった富栄養化に伴う環境保全上の問題が発生する状況であった。このため、第5次水質総量削減からは、海域のCODの一層の改善と富栄養化の防止を図るため、内部生産(植物プランクトンの増殖による有機汚濁)の原因物質である窒素及びりんが総量削減指定項目に加えられた(表4-2)。

表 4-2 水質総量削減制度の沿革

	基本方針策定	目標年度	指定項目
第1次	昭和 54 年6月	昭和 59 年度	COD
第2次	昭和 62 年1月	平成元年度	COD
第3次	平成3年1月	平成6年度	COD
第4次	平成8年4月	平成 11 年度	COD
第5次	平成 13 年 12 月	平成 16 年度	COD、窒素、りん
第6次	平成 18 年 11 月	平成 21 年度	COD、窒素、りん

4. 削減目標量の達成状況

環境大臣が総量削減基本方針において指定水域毎に定める削減目標量は、人口及び産業の動向、排水処理技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において定めるものとされている。

水質総量削減基本方針策定時の削減目標量と目標年度における発生負荷量の実績値を 比較すると、総量では、すべて目標を達成しており、第5次までの水質総量削減制度は これまで計画通り目標を達成してきている(表 4-3)。

表 4-3 削減目標量と実績値の比較

(1)COD

(単位: t/日)

東京			京湾			伊勢	势湾		瀬戸内海				
		生活系	産業系	その他系	合計	生活系	産業系	その他系	合 計	生活系	産業系	その他系	合計
	目標	386	180	94	660	179	208	39	426	517	666	100	1,283
第 1 次 (S59)	実績	290	83	40	413	150	101	35	286	444	367	89	900
(333)	実績/目標	75%	46%	43%	63%	84%	49%	90%	67%	86%	55%	89%	70%
	目標	249	78	38	365	140	98	34	272	402	355	87	844
第 2 次 (H元)	実績	243	76	36	355	141	97	34	272	400	356	82	838
(, ,	実績/目標	98%	97%	95%	97%	101%	99%	100%	100%	100%	100%	94%	99%
	目標	203	69	36	308	127	91	33	251	359	321	80	760
第3次 (H6)	実績	197	59	30	286	134	83	29	246	365	309	72	746
(,	実績/目標	97%	86%	83%	93%	106%	91%	88%	98%	102%	96%	90%	98%
	目標	179	52	32	263	119	82	28	229	334	305	78	717
第 4 次 (H11)	実績	167	52	28	247	118	76	27	221	319	286	67	672
(****)	実績/目標	93%	100%	88%	94%	99%	93%	96%	97%	96%	94%	86%	94%
	目標	153	49	26	228	102	76	25	203	283	285	62	630
第 5 次 (H16)	実績	144	42	25	211	99	65	22	186	261	245	55	561
()	実績/目標	94%	86%	96%	93%	97%	86%	88%	92%	92%	86%	89%	89%

(2)窒素

(単位: t/日)

												(-	
		東京湾				伊勢湾				瀬戸内海			
		生活系	産業系	その他系	合 計	生活系	産業系	その他系	合計	生活系	産業系	その他系	合 計
	目標	163	38	48	249	58	27	52	137	179	179	206	564
第 5 次 (H16)	実績	136	29	43	208	52	26	51	129	159	117	200	476
()	実績/目標	83%	76%	90%	84%	90%	96%	98%	94%	89%	65%	97%	84%

(3)りん

(単位: t/日)

										(14 - 14)				
			東京	京湾		伊勢湾				瀬戸内海				
		生活系	産業系	その他系	合 計	生活系	産業系	その他系	合 計	生活系	産業系	その他系	合計	
	目標	12.6	3.2	3.4	19.2	6.1	4.1	3.8	14.0	15.3	12.8	10.0	38.1	
第5次 (H16)	実績	10.4	1.8	3.1	15.3	5.1	2.9	2.8	10.8	12.4	8.0	10.2	30.6	
()	実績/目標	83%	56%	91%	80%	84%	71%	74%	77%	81%	63%	102%	80%	